

議案 1

1 届出内容

(新設 届出年月日：平成14年5月15日 根拠条文：法5-1)

(変更 届出年月日：平成18年5月22日 根拠条文：法6-2) ※駐車場の位置、収容台数、出入口の数等

(変更 届出年月日：平成21年4月15日 根拠条文：法6-2) ※営業時間、駐車場の利用時間

(変更 届出年月日：平成28年6月9日 根拠条文：法6-2) ※駐車場の収容台数

→ 意見通知(平成29年2月8日)

(届出を変更しない旨の通知 通知年月日：平成29年4月7日 根拠条文：法8-7)

名称	コストコホールセール尼崎倉庫店			
所在地	尼崎市次屋三丁目13番			
設置者	コストコホールセールジャパン株式会社			
小売業者の名称(業態)	コストコホールセールジャパン株式会社(食料品、住・生活関連用品、家電製品等)			
店舗面積	9,762 m ²			
延べ面積、建築面積、敷地面積	27,074 m ² 、13,877 m ² 、28,634 m ²			
用途地域	準工業地域			
騒音に係る基準	環境基準：C類型			
駐車収容台数	915台(≧必要台数914台)			
	夜間駐車場の利用制限	無	制限後台数	—
駐輪収容台数	71台			
荷さばき施設面積	400m ²			
廃棄物等保管容量	45m ³			
営業時間	午前9時から午後9時			
駐車場の利用時間	午前8時から午後9時30分			
駐車場の出入口の数	出入口1箇所、入口2箇所、出口2箇所			
荷さばき施設の利用時間帯	午前4時から午後6時			

2 法第8条第4項の規定による県の意見の内容と設置者の対応の概要

<p>県の意見 (通知日：H29. 2. 8)</p>	<p>将来的に設置を検討しているガソリンスタンドの計画を示すこと。なお、ガソリンスタンドの計画にあたっては、駐車場出入口における安全かつ円滑な入出庫を阻害することのないよう、かつ、公道に渋滞を引き起こすことのないよう計画すること。また、場内車路についても車両が円滑に通行できるレイアウトとすること。</p>
<p>設置者の対応</p>	<p>ガソリンスタンドの配置を計画する際には、兵庫県の大規模小売店舗立地法担当窓口と事前に協議を行い、駐車場出入口における安全かつ円滑な入出庫を阻害することがないように、かつ、公道に渋滞を引き起こすことのないよう計画するとともに、場内車路についても車両が円滑に通行できるレイアウトとする。</p> <p>なお、現時点でガソリンスタンドの配置については決定していない。 ⇒<u>ガソリンスタンドの計画について示すことができない。</u></p> <p>ただし、以下の内容に留意して計画する。 (設計時の留意事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 出入口⑤周辺において、GS利用車両と店舗利用車両との交錯をさける動線計画とする。 ・ 無理な角度で入出庫することのないよう、十分な車路及び幅員を確保する。 ・ 出入口の追加・変更が必要と判断された場合には、関係者と協議を行い届出を行う。また、必要に応じて、駐車マスの配置変更を行う。 ・ その他、駐車場内の車両の誘導を阻害しないような動線計画とする。 (運用における配慮事項) ・ 繁忙時には出入口に誘導員を配置し、GS利用車両を適切に誘導し、給油待ち車両による店舗入場待ち車両が公道に発生しないよう配慮する。 ・ ガソリン搬入のタンクローリー車については、搬入時には一般車両との交錯が発生しないよう、従業員等により誘導し、来場の多い時間帯には搬入を行わない計画とする。

3 法第9条第1項の規定による必要な措置をとるべきことの勧告の要否(案)

<p>勧告の有無</p>	<p>勧告は行わない。</p>
<p>留意事項の有無</p>	<p>次の留意事項を付記する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 ガソリンスタンドの設置計画案について、計画が決定する前に確実に協議を行うこと。 2 繁忙時において駐車場が不足することのないよう必要な対策を講じること。 3 周辺道路の混雑や駐車場が不足するなど問題が生じたときには、関係機関と協議のうえ、適切な対策を講じること。 4 繁忙時ほか、必要に応じて駐車場出入口に交通整理員を配置し、安全かつ円滑な入出庫を図ること。

【参考：大規模小売店舗立地法（都道府県の勧告等）】

第九条 都道府県は、前条第七項の規定による届出又は通知の内容が、同条第四項の規定により都道府県が述べた意見を適正に反映しておらず、当該届出又は通知に係る大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境に著しい悪影響を及ぼす事態の発生を回避することが困難であると認めるときは、市町村の意見を聴き、及び指針を勘案しつつ、当該届出又は通知がなされた日から二月以内に限り、理由を付して、第五条第一項又は第六条第二項の規定による届出をした者に対し、必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

議案2

1 届出内容

(変更 届出年月日：平成19年9月6日 根拠条文：法附則5-1) ※営業時間

(変更 届出年月日：平成28年2月23日 根拠条文：法6-2) ※荷さばき施設の位置、荷さばき時間
→ 意見通知(平成28年10月21日)

(届出事項の変更 届出年月日：平成29年3月28日 根拠条文：法8-7)

名称	スーパーセンタートライアル武庫川店		
所在地	西宮市池開25		
設置者	神鋼不動産株式会社		
小売業者の名称(業態)	株式会社トライアルカンパニー(食料品、日用品等)		
店舗面積	1,834㎡		
延べ面積、建築面積、敷地面積	2,729㎡、2,692㎡、4,554㎡		
用途地域	第一種住居地域		
騒音に係る基準	環境基準：B類型 規制基準：第2種		
駐車収容台数	77台		
	夜間駐車場の利用制限	無	制限後台数 —
駐輪収容台数	178台		
荷さばき施設面積	(変更前) 148.7㎡ (荷さばき施設①75.0㎡、②37.7㎡、③36.0㎡) (変更後) 75.0㎡ (荷さばき施設①75.0㎡、②とりやめ、③とりやめ)		
廃棄物等保管容量	18.48㎡		
営業時間	24時間		
駐車場の利用時間	24時間		
駐車場の出入口の数	出入口1箇所		
荷さばき施設の利用時間帯	(変更前) 午前6時～午後10時 (荷さばき施設① 午前6時～午後10時) (荷さばき施設② 午前6時～午後10時) (荷さばき施設③ 午前6時～午前8時) (変更後) 午前6時～午後10時 (荷さばき施設① 午前6時～午後10時) (荷さばき施設② とりやめ) (荷さばき施設③ とりやめ)		

2 法第8条第4項の規定による県の意見と設置者の対応の概要

<p>県の意見 (通知日：平成28年10月21日)</p>	<p>1 敷地南側の荷さばき施設（荷さばき施設②）及び西側の荷さばき施設（荷さばき施設③）は設置せず、必要に応じて騒音対策等を講じた上で、東側の既存の荷さばき施設（荷さばき施設①）において搬出入を行うこと。</p> <p>2 上記が困難な場合は、その根拠を示すこと。 (理由) 荷さばき施設③については、荷さばき車両の進入路が前面道路の横断歩道や来店者出入口と重なるなど、安全上問題があるため。 また、荷さばき施設②及び③を設置する必要性が根拠を持って示されていないため。</p>
<p>設置者の対応</p>	<p>意見に従い、荷さばき施設②及び荷さばき施設③の設置をとりやめる。</p>

3 重要事項

騒音の発生に係る事項

県の判断	適
------	---

騒音の予測・評価

騒音の総合的な予測・評価

予測地点		隣接地	主な音源	環境基準 (昼間) ※	等価騒音 レベル
A	(H=1.2m)	住宅	来店車両走行音	55 dB (B類型)	43 dB
	(H=4.7m)				43 dB
B	(H=1.2m)	住宅	冷凍室外機 来店車両走行音		50 dB
	(H=4.7m)				50 dB
	(H=7.7m)				50 dB
	(H=10.7m)				50 dB
C	(H=1.2m)	住宅	キュービクル 冷凍室外機 来店車両走行音 荷さばき・廃棄物収集作業音		51 dB
	(H=4.7m)				51 dB
	(H=7.7m)				51 dB
D	(H=1.2m)	住宅	冷凍室外機 来店車両走行音 荷さばき・廃棄物収集作業音		53 dB
	(H=4.7m)			53 dB	
	(H=7.7m)			53 dB	
	(H=10.7m)			52 dB	
	(H=13.7m)			52 dB	
E	(H=1.2m)	住宅	冷凍室外機 換気扇 来店車両走行音	51 dB	
	(H=4.7m)			51 dB	
	(H=7.7m)			51 dB	
F	(H=1.2m)	住宅	空調室外機 換気扇 来店車両走行音	50 dB	
	(H=4.7m)			50 dB	
	(H=7.7m)			50 dB	

・全ての地点において、環境基準を満足する。

※今回の変更に伴う夜間の騒音発生はない。

4 西宮市から聴取した意見

意見内容	設置者の対応	県の判断
<p>1 周辺環境における運搬車両や荷捌きによる騒音対策</p> <ul style="list-style-type: none"> 運搬車両や荷さばきに係る騒音については、作業の時間帯を考慮する、隣接する住居から離れた場所で作業を行う等、近隣に十分配慮されたい。 アイドリングをしないよう看板等で啓発されたい。 <p>2 周辺道路における来退店車両による安全対策</p> <ul style="list-style-type: none"> 駐車場出入口に交通整理員を配置するなど、適切な交通誘導を行われたい。 来退店車両や荷捌き車両等が周辺の生活道路内に入りこまないよう、適切な交通誘導を行われたい。 交通安全上の問題が生じた場合は、直ちに対策を講じられたい。 来退店車両、荷捌き車両等の交通誘導計画について近隣住民及び自治会へ説明を行い、十分協議されたい。 	<ul style="list-style-type: none"> 荷さばき施設の周囲に遮音壁を設置するなど、近隣自治会とも協議しながら騒音低減に努めています。 アイドリングをしないよう看板等を設置し、啓発します。 駐車場出入口には回転灯を設置し、入出庫時に注意喚起を行っています。 車両が生活道路を通らないよう、搬入業者等に徹底します。 交通安全上の問題が生じた場合は、関係機関と相談し対策を講じます。 自治会を通じて来退店車両、荷捌き車両等の交通誘導について説明を行い、協議しています。 	<p>設置者の対応は適当と判断する。</p>

5 法第9条第1項の規定による必要な措置をとるべきことの勧告の要否(案)

勧告の有無	勧告は行わない。
留意事項の有無	<p>次の留意事項を付記する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 荷さばき作業を行う場合は、誘導員を配置し、来店客及び歩行者の安全確保に努めること。 道路上で荷下ろし等の作業を行わないよう納入業者に周知徹底するとともに、そうした状況を発見した場合は、従業員等が注意喚起を行うなど、適切な対応を行うこと。 今後も地域を構成する一員として、周辺住環境の維持保全のため、適切な店舗運営に努めること。